

第 325208 号

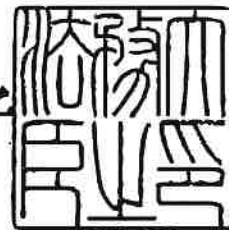
## 訴訟代理権消滅通知書

谷 村 昂

上記の者の下記事件についての訴訟代理権が消滅したことを通知する。

令和2年7月20日

法務大臣 三好雅子



記

東京地方裁判所

令和2年(ワ)第4920号

損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

### 準備書面(1)

令和2年7月20日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人

清	平	昌	
本	村	行	
君	塚	知 弥	
大	野	史	
倉	重	龍	
志	田	智	
高	橋	あゆみ	
三	島	大	
山	本	勇	

第1 請求の原因に対する認否	3
1 「1 当事者について」(6ないし9ページ)について	3
2 「2 原告らの権利侵害について」(9ないし31ページ)について	3
3 「3 総論」(31ページ)について	3
4 「4 リプロダクティブ権について」(31及び32ページ)について	3
5 「5 親権及び監護権について」(32ないし39ページ)について	4
6 「6」(39及び40ページ)について	5
7 「7 日本の国内法には、(中略)法律規定が不存在であることについて(法の欠缺1, 2及び3について)」(40ないし49ページ)について	5
8 「8 小括」(49ページ)について	8
9 「9 『法の欠缺1ないし3』が憲法違反であることについて」(49ないし55ページ)について	8
10 「10 『法の欠缺1ないし3』を補う法の立法義務が、国会(国会議員)に認められることについて」(55ないし70ページ)について	9
11 「11 『法の欠缺1ないし3』についての国会(国会議員)の立法不作為が国家賠償法上違法であることについて」(70ないし73ページ)について	15
12 「12」(73及び74ページ)について	16
13 「13 原告らの損害」(74ないし78ページ)及び「14 結論」(78ないし80ページ)について	16
第2 被告の主張	16

被告は、本準備書面において、請求の原因に対する認否をする。

## 第1 請求の原因に対する認否

### 1 「1 当事者について」(6ないし9ページ)について

いずれも不知。

### 2 「2 原告らの権利侵害について」(9ないし31ページ)について

いずれも知らないし争う。

### 3 「3 総論」(31ページ)について

知らないし争う。

### 4 「4 リプロダクティブ権について」(31及び32ページ)について

#### (1) 「(1)」について

争う。

#### (2) 「(2)」について

仙台地裁令和元年5月28日判決(平成30年(ワ)第76号,同第581号,判タ1461号153ページ。以下「令和元年仙台地裁判決」という。)の判示内容は認め、その余は争う。

なお、令和元年仙台地裁判決は、原告らが、平成8年法律第105号による改正前の優生保護法(昭和23年法律第156号。以下「旧優生保護法」という。)に基づき不妊手術を受けたとし、旧優生保護法第2章,第4章及び第5章の各規定は違憲無効であり子を産み育てるかどうかを意思決定する権利(以下「リプロダクティブ権」という。)を侵害されて損害を被ったと主張する事案である。原告らが侵害されたと主張する「親の未成年子に対するリプロダクティブ権」の内容は必ずしも明らかではないが、少なくとも令和元年仙台地裁判決における「リプロダクティブ権」は、親の未成年子に対する権利とは解されず、本件において問題になるものではない。

#### (3) 「(3)」について

憲法24条1項の規定は認め、その余は争う。

(4) 「(4)」について

知らないし争う。

5 「5 親権及び監護権について」(32ないし39ページ)について

(1) 「(1)」について

争う。

(2) 「(2)」について

最高裁平成27年12月16日大法廷判決(平成25年(オ)第1079号, 民集69巻8号2427ページ。以下「平成27年再婚禁止期間違憲判決」という。)の判示内容は認め、その余はいずれも知らないし争う。

(3) 「(3)」について

最高裁昭和51年5月21日大法廷判決(昭和43年(あ)第1614号, 刑集30巻5号615ページ。以下「旭川学力テスト判決」という。), 東京高裁昭和30年9月6日決定(昭和30年(ラ)第198号, 高等裁判所民事判例集8巻7号467ページ), 令和元年仙台地裁判決の判示内容及び原告ら提出の書証(甲第7号証ないし第9号証)に原告ら引用の記載があることは認めるが、その余はいずれも知らないし争う。

なお、訴状の記載によっても、「子の成長と養育に関わる親の子に対する親権や監護権が憲法13条により保障されている人権である」という旨の原告らの主張と旭川学力テスト判決及び上記高裁決定との関連性には触れられておらず、上記主張の根拠は明らかではないが、その点をおくとしても、旭川学力テスト判決は、「親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあらわれるものと考えられる」と判示してい

るのであって、原告ら主張の権利が憲法により保障されているものであるとは判示していないし、上記高裁決定も原告ら主張の権利が憲法により保障されているものであるとは判示していない。

また、甲第8号証は、平成18年改正前の教育基本法（昭和22年法律第25号）に関する記載であるし、その点をおくとしても、同号証の「親には、憲法以前の自然権としての親の教育権（教育の自由）が存在すると考えられている」との記載は、親の教育の自由について記載されたものにすぎず、親の子に対する親権が憲法が保障する基本的人権であるか否かについて述べているものではない。

(4) 「(4)」について

知らないし争う。

6 「6」（39及び40ページ）について

我が国が児童の権利に関する条約（以下「児童の権利条約」という。）を1994年（平成6年）に批准したことは認めるが、その余は争う。

なお、最高裁昭和37年11月28日大法廷判決（昭和30年（あ）第995号、刑集16巻11号1577ページ又は昭和30年（あ）第2961号、刑集16巻11号1593ページ）は、本件とは明らかに事例が異なり、原告らの主張を裏付けるものではない。

7 「7 日本の国内法には、（中略）法律規定が不存在であることについて（法の欠缺1、2及び3について）」（40ないし49ページ）について

(1) 「(1)」について

最高裁平成17年9月14日大法廷判決（平成13年（行ツ）第82号、同第83号、平成13年（行ヒ）第76号、同第77号、民集59巻7号2087ページ）及び平成27年再婚禁止期間違憲判決の判示内容は認め、その余は争う。ただし、40ページ25行目の「憲法上保障され又は保障されている」は、「憲法上保障され又は保護されている」の誤記と思われる。

(2) 「(2) 子の連れ去り(引き離し)を防ぐ刑事法の規定の不存在について(法の欠缺1について)」について

刑法224条が「未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。」と規定していること、我が国が昭和54年に市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「自由権規約」という。)を批准したこと、我が国が平成6年に児童の権利に関する条約を批准したこと、我が国が平成25年に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(以下「ハーグ条約」という。)締結の国会承認を得たこと及び原告ら提出の書証(甲第10号証ないし第16号証)に原告らの引用する内容の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、未成年者略取及び誘拐罪(刑法224条)は、行為の主体が親権者であるからといってその適用が排除されるものではない(最高裁平成17年12月6日第二小法廷決定、刑集59巻10号1901ページ参照)。

(3) 「(3) 子の連れ去り(引き離し)を防ぐ民事上の法律規定の不存在について(法の欠缺2について)」について

ア 「ア」について

知らないし争う。

なお、父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ、また、法規制をすることにより直ちに法律違反の行為がなくなるものではないから、原告らの主張のように「子の連れ去り(引き離し)を、日本の民事法において、他方親の権利を侵害する行為であり許されないとする法律規定を設ければ、子の連れ去り(引き離し)は発生しない。」と過度に単純化することは不相当である。

イ 「イ」について

原告らが引用する民法766条の規定、同条は離婚前の父母間の子の監

護をめぐる紛争に類推適用されると解されていること及び民法766条の考慮要素として、他方の親の同意を得ずに子を連れていくことについて法文に具体的に明示されていないことは認め、その余は争う。

ウ 「ウ」について

民法819条が、父母の離婚後は、そのどちらか一方が親権者となる旨を規定していること及び他方の親の同意を得ずに子を連れていくことが離婚後の親権者を決定する際の考慮要素として法文に具体的に明示されていないことは認め、その余は争う。

エ 「エ フランスの法律制度について」について

甲第17号証に原告ら引用の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

オ 「オ 日本の法律制度への指摘について」について

令和元年11月14日に開催された参議院法務委員会の議事録に原告ら引用の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

(4) 「(4) 子の連れ去り(引き離し)を防ぐ手続規定の不存在について(法の欠缺3について)」について

原告ら提出の書証(甲第19号証及び第20号証)に原告らの引用する内容の記載があること及び民法818条3項の規定は認め、その余は知らないし争う。

なお、共同親権の場合、父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、一方親は、家庭裁判所に対して、他方親について親権停止の審判等の申立てをすることができる場合があり(民法834条の2第1項、松川正毅・窪田充見編「新基本法コンメンタール親族【第2版】」263ないし267ページ)、また、離婚前別居中の父母間の紛争の場合、民法766条の類推適用により、父母の一方を監護者と定め、子の引渡しを命じる審判をすることができるとする学説(上記新基



本法コンメンタール親族244ページ)や裁判例(東京家裁平成8年3月28日審判, 家庭裁判月報49巻7号80ページ)のほか, 民法752条の類推適用によりこれを認める見解(新版注釈民法(25)93ページ, 内田貴「民法IV」補訂版219ページ)等がある。

その点をおくとしても, 原告らは, 民法818条3項が「親権行使について, 父母の意見が一致しない場合の手続規定を, 何も設けていない」とした上で, 「仮に, その手続規定が設けられていれば, 子の連れ去り(引き離し)が発生しても, 手続規定により問題が解決されることになる。その結果, 子の連れ去り(引き離し)を行う意味は失われるため, それを防ぐことができる」旨主張するが, 父母の一方が, 離婚前に, 他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には, 事例ごとに様々な背景事情があると考えられ, 手続規定があれば直ちに解決するものではないから, 親権行使について父母の意見が一致しない場合の手続規定を設けることで, 子の連れ去り(引き離し)を行う意味は失われるなどと過度に単純化することは不相当である。

#### 8 「8 小括」(49ページ)について

知らないし争う。

なお, 原告らの主張によっても, 原告らがいずれも親権を有していることは自認しているのであるから, 親権が原告らに保障されなくなった旨の原告らの主張の趣旨は明らかではない。

#### 9 「9 『法の欠缺1ないし3』が憲法違反であることについて」(49ないし55ページ)について

##### (1) 「(1) 合憲性審査基準について」について

原告らの主張する「親の未成年者子に対するリプロダクティブ権」, 「親権」及び「監護権」は憲法上の権利とは解されず, 合憲性審査基準については認否の限りではない。

##### (2) 「(2) 憲法13条違反について」について

憲法13条の規定は認め、その余は争う。

(3) 「(3) 憲法24条1項違反について」について

50ページ19行目に「憲法14条1項」とあるのを「憲法24条1項」と解した上で、憲法24条1項の規定は認め、その余は争う。

(4) 「(4) 憲法14条1項違反について」について

最高裁昭和39年5月27日大法廷判決(昭和37年(オ)第1472号, 民集18巻4号676ページ)及び最高裁昭和48年4月4日大法廷判決(昭和45年(あ)第1310号, 刑集27巻3号265ページ)が、憲法14条1項は、国民に対し、法の下での平等を保障した規定であって、この平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべき旨判示したこと及び憲法14条1項の規定は認め、その余は争う。

(5) 「(5) 憲法24条2項違反について」について

憲法24条2項の規定は認め、その余は争う。

(6) 「(6) 憲法14条1項違反について」について

憲法14条1項の規定は認め、その余は争う。

(7) 「(7) 憲法24条2項違反について」について

最高裁平成27年12月16日大法廷判決(平成26年(オ)第1023号, 民集69巻8号2586ページ)及び神戸地裁平成29年11月29日判決(平成28年(ワ)第1653号, 判時2381号114ページ。以下「平成29年神戸地裁判決」という。)の判示内容並びに平成29年神戸地裁判決の控訴審である大阪高裁平成30年8月30日判決(平成30年(ネ)第247号, 判例秘書搭載。以下「平成30年大阪高裁判決」という。)が、平成29年神戸地裁判決の判示内容を引用していることは認め、その余は争う。

10 「10 『法の欠缺1ないし3』を補う法の立法義務が、国会(国会議員)に

認められることについて」(55ないし70ページ)について

(1) 「(1) 総論」について

争う。

(2) 「(2) ハーグ条約における『不法な連れ去り』は、締約国の国内法における不法な連れ去りを意味していること」について

ハーグ条約3条の規定、原告らが引用する書証(甲第23号証の1及び2並びに第24号証)に原告らの引用する記載があること及び児童の権利委員会の平成31年2月1日付け「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」(甲第25号証の1及び2。以下「総括所見」という。)の31条におおむね原告らの引用する記載があることは認め、その余は争う。

なお、原告らは、ハーグ条約上の「不法な連れ去り」について、「この不法性は、法律に反することに根拠を有するものではなく、その行為がこれも法律により保護されているところの他方の親の権利を無視し、当該権利の通常の実行使を妨害したという事実に基づくものである」と主張するが(訴状57ページ)、他方では、「ハーグ条約上の『不法な連れ去り』とされるためには、その子が生活をしてきた国の国内法により『不法な連れ去り』とされていなければならない」とも主張しており(訴状58ページ)、原告らの主張は明らかではない。

(3) 「(3) 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会から、日本に対して、『国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させること』を求める勧告が出されていること」について

総括所見の31条におおむね原告らの引用する記載があることは認め、その余は争う。

(4) 「(4) 子の連れ去り(引き離し)を防ぐ法律規定を設けることは、児童の権利に関する条約の批准国としての日本の義務であること」について

児童の権利条約9条1項、同条3項及び18条1項の規定は認め、その余

は知らないし否認し、主張は争う。原告らが引用する総括所見の27条(b)の内容は、正しくは、「児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること」である(乙第1号証7ページ)。

(5) 「(5) 子の連れ去り(引き離し)を防ぐ法律規定を設けることは、自由権規約(日規約)の批准国としての日本の義務であること」について

日本が昭和54年に自由権規約を批准したこと及び自由権規約23条4項の規定は認め、その余は争う。

(6) 「(6) 外国法及び日本が批准する条約の存在は日本国憲法の解釈に影響を与える立法事実であること」について

最高裁平成27年12月16日大法院判決(平成26年(オ)第1023号、民集69巻8号2586ページ)及び平成29年神戸地裁判決の判示内容並びに平成29年神戸地裁判決の控訴審である平成30年大阪高裁判決が、平成29年神戸地裁判決の判示内容を引用していることは認め、その余は争う。

なお、平成29年神戸地裁判決は、原告らの引用部分に続いて、「しかしながら、原告らが指摘する条約・勧告(引用者注:自由権規約、児童の権利委員会の平成16年及び平成22年の勧告、女子差別撤廃条約、女子差別撤廃条約委員会の平成6年の勧告)の内容については、それ自体、直接に本件各規定(引用者注:民法774条ないし776条)の不合理性を指摘するものではない。そして、各国における婚姻や家族の在り方は異なり、これらに関する制度の内容も多様なものが想定されるのであって、諸外国における立法の内容が直ちに我が国における法制度の合理性を否定することにはならない。」旨判示し、その控訴審である平成30年大阪高裁判決も当該判示を引

用している。

(7) 「(7)」について

否認ないし争う。

原告らの指摘にかかる最高裁昭和48年12月12日大法院判決（昭和43年（オ）第932号，民集27巻11号1536ページ）の判示は，正確には，「私的支配関係においては，個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり，その態様，程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは，これに対する立法措置によつてその是正を図ることが可能であるし」である。

なお，上記最高裁昭和48年判決においては，上記判示に先立って，「私人間の関係においても，相互の社会的力関係の相違から，一方が他方に優越し，事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり，このような場合に私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは，劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがあることは否み難いが，そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推適用を認めるべきであるとする見解もまた，採用することはできない。」と判示した上で，「私的支配関係においては，個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり，その態様，程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは，これに対する立法措置によつてその是正を図ることが可能であるし，また，場合によつては，私的自治に対する一般的制限規定である民法一条，九〇条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて，一面で私的自治の原則を尊重しながら，他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し，その間の適切な調整を図る方途も存するのである。」と判示しており，そもそも原告らの主張するように「立法措置により是正を図り」と判示しているものではないし，立法措置によつて是正を図る義務があることを導く根拠となるもの

ではない。

その点をおくとして、原告らの引用する判示は、「私的支配関係」を前提としたものであるところ、原告らの主張によっても、本件において、誰と誰の間でこのような私的支配関係が認められるのかは明らかではない。

また、原告らの指摘する嘉田由紀子議員の国会での発言は、正確には、「離婚後例えば共同親権になったとしても、教育あるいは医療というところに大変狭められている、そのことが実は問題だと私は指摘をしたいと思います。既に法律に、民法の八百十九条には、離婚後は単独親権という規定があるわけです。その規定を変える必要があるだろうということを私どもは申し上げておるわけです。しかも、単独親権でありながら、親権を付与する基準が法的にございません。例えば、アメリカのニューヨーク州などでは子供を養育する親の能力やあるいは親の心身の健康状態、そこに親のお互いに協力し合う能力、フレンドリーペアレントルールというようなものがございます。これはフランスあるいはドイツでもございますけれども、この辺りの基準なしに単独親権というものがある。そうすると、法の実務、裁判所の現場ではどうなるかという、実は継続性の原則、これ全くルールとして原則ではないんですけれども、法の実務上、継続性の原則というところで、例えば強制的に連れ去りをしたりというところから実態をつくっていくというようなことが起きているわけでございます。」というものである（甲第18号証）。

(8) 「(8)」について

男女共同参画社会基本法4条の規定は認め、その余は争う。

(9) 「(9) 自力救済が禁止されていること」について

最高裁昭和40年12月7日第三小法廷判決（昭和38年（オ）第1236号、民集19巻9号2101ページ）の判示内容は認め、その余は否認ないし争う。

(10) 「(10)子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、最高裁

判例の立場からも求められること」について

争う。

正確に引用すると、最高裁平成25年9月4日大法廷決定（平成24年（ク）第984号，同第985号，民集67巻6号1320ページ）は、「法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても，（中略），上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという，子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず，子を個人として尊重し，その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。」と判示し，最高裁平成7年12月5日第三小法廷判決（平成4年（オ）第255号，集民177号243ページ）は、「民法七三三条の元来の立法趣旨が，父性の推定の重複を回避し，父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにある」と判示し，また，平成27年再婚禁止期間違憲判決は，女性の再婚禁止期間について定める民法733条1項の立法目的は，「女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し，もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解するのが相当であり（最高裁平成4年（オ）第255号同7年12月5日第三小法廷判決・裁判集民事177号243ページ（中略）参照），父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると，このような立法目的には合理性を認めることができる。」と判示する。

原告らは，平成27年再婚禁止期間違憲判決は，「『もって』という言葉を入れることで，（中略）親や家族の不都合いう(ママ)面を考慮に入れて女性の再婚禁止期間を長くすることは許されない，と判示した」，同判決は「『親子法は子の福祉や子の保護のためにあるのであり，親の不都合を防止するための制度ではない』ことを確認したことになる」などと解釈しているようであるが，上記のとおり，平成27年再婚禁止期間違憲判決の上記判示において，上記最高裁平成7年判決が引用されており，両判決が民法733条1項

の立法目的について異なる見解に立つものとは解されないことや、「もって」との文言の語意からしても、これが挿入されることにより、その前後の関係が必ずしも変わるものではないことからすると、上記のような原告らの解釈は不合理である。「『もって』との文言は、平成7年判決（引用者注：上記最高裁平成7年判決）においては明示されていなかったが、父性の推定の重複を回避するということは、これによって父子関係を早期に定める父性の推定の仕組みを実効あらしめ、紛争の発生を未然に防止することにつながるという趣旨を敷衍した文言と解」（最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（下）677ページ）するのが相当である。

その点をおくとして、原告らは、「一方配偶者（親）が子を連れ去ること（引き離すこと）を評価すると、その行為は（中略）明らかに離婚後の親の不都合（子を連れ去った（引き離した）配偶者（親）が他方配偶者（親）と関わりたくないという親の不都合）を防ぐための行動であることは明白である」旨主張するが、そもそも原告らの主張によっても原告らの中には離婚した者は含まれていないと思われ、離婚後の親の不都合を指摘する原告らの主張と本件との関係は明らかではない。また、父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、例えば配偶者から虐待されている子を虐待から守るために子と共に転居するなど、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ、「明らかに離婚後の親の不都合（括弧内省略）を防ぐための行動であることは明白」などと過度に単純化することは不相当である。

(11) 「(11)」について

争う。

11 「11 『法の欠缺1ないし3』についての国会（国会議員）の立法不作為が国家賠償法上違法であることについて」（70ないし73ページ）について

上記最高裁平成17年9月14日大法廷判決及び平成27年再婚禁止期間違



憲判決がおおむね原告ら引用の判示をしていることは認め、その余は否認ないし争う。

ただし、(2)の引用部分1行目及び(3)エの引用部分3行目の「憲法上保障され又は保障されている」は、「憲法上保障され又は保護されている」の誤記と思われる。

12 「12」(73及び74ページ)について

争う。

13 「13 原告らの損害」(74ないし78ページ)及び「14 結論」(78ないし80ページ)について

知らないし争う。

## 第2 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以上

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

証拠説明書(1)

令和2年7月20日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人

清 平 昌



本 村 行



君 塚 知 弥



大 野 史



倉 重 龍



志 田 智



高 橋 あゆみ



三 島 大 介



山 本 勇



略語等は、準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原本・ 写しの別	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙1	児童の権利委員会 日本の第4回・第5 回政府報告に關す る総括所見（仮 訳） (外務省)	写し	平成31年 3月5日	総括所見の内容

国際連合

CRC/C/JPN/CO/4-5

(仮訳)

配布：一般  
2019年3月5日  
原文：英語

## 児童の権利委員会

## 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見\*

## I. 序論

1. 委員会は、日本の第4回・第5回政府報告（CRC/C/JPN/4-5）を2019年1月16日及び17日に開かれた第2346回及び第2347回会合（CRC/C/SR.2346, 2347参照）において審査し、2019年2月1日に開かれた第2370回会合において本総括所見を採択した。

2. 委員会は、締約国における児童の権利の状況に関するより良い理解のために提出された、第4回・第5回政府報告、及び事前質問事項に対する書面による回答（CRC/C/JPN/Q/4-5/Add.1）を歓迎する。委員会は、多部門から構成された締約国の代表団との間で行われた建設的対話に、感謝の意を表す。

## II. 締約国によるフォローアップ措置と進展

3. 委員会は、男女ともに婚姻開始年齢を18歳にすることとした2018年の民法改正、2017年の刑法改正、2016年の児童福祉法改正、児童ポルノの所持を犯罪化するに至った2014年の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正等、締約国による様々な分野での進展を歓迎する。また、委員会は、2016年の子供・若者育成支援推進大綱、2018年の第4次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画及び2014年の子供の貧困対策に関する大綱等、前回の審査以降に児童の権利に関連してとられた制度面及び政策面の措置の採択についても歓迎する。

## III. 主要分野における懸念及び勧告

4. 委員会は、締約国が本条約にうたわれた全ての権利の不可分性及び相互依存性について締約国に対して注意を喚起し、本総括所見に含まれる全ての勧告の重要性を強調する。委員会は、緊急の措置がとられなければならない以下の分野に関する勧告に対し、締約国の注意を喚起したい。その分野とは、差別の禁止（パラ18）、児童の意見の尊重（パラ22）、体罰（パラ26）、家庭環境を奪われた児童（パラ29）、生殖に関する健康及び精神的健康（パラ35）並びに少年司法（パラ45）である。

\* 第80回会期（2019年1月14～2月1日）において同委員会により採択された。

CRC/C/JPN/CO/4-5

5. 委員会は、締約国が、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施プロセス全体を通じ、本条約、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に従って児童の権利の実現を確保するよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、児童に関する限りにおいて、全17の持続可能な開発目標の達成を目的とする政策及びプログラムの策定並びに実施において児童の有意義な参加を確保することを要請する。

#### A. 一般的実施措置（第4条、第42条及び第44条(6)）

##### 留保

6. 委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ10）に則して、締約国が、本条約の完全な適用の障害となっている第37条(c)に付している留保を撤回することを検討するよう勧告する。

##### 立法措置

7. 締約国から提供された様々な法改正に関する情報に留意しつつ、委員会は、締約国が、児童の権利に関する包括的な法律を採択し、また既存の法令を本条約の原則及び規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する。

##### 包括的な政策と戦略

8. 委員会は、締約国が、本条約が対象とする全ての分野を包含し、政府機関間の調整及び相互補完性を確保する包括的な児童の保護に関する政策を策定するとともに、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられた当該政策のための包括的な実施戦略を策定するよう勧告する。

##### 調整

9. 委員会は、締約国が、分野横断的に、国、地域及び地方レベルで行われている本条約の実施に関連する全ての活動を調整するための明確な任務及び十分な権限を有する適切な調整機関、また、全ての児童及び本条約の全ての分野を対象とする評価及び監視のためのメカニズムを設置するよう要請する旨の前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ14）を改めて表明する。締約国は、当該調整機関に対し、その効果的な運営のために必要な人的資源、技術的資源及び財源が提供されることを確保すべきである。

##### 資源の配分

10. 児童の相対的貧困率がこの数年高いままであることに鑑み、また、児童の権利実現のための公共予算編成に関する一般的意見第19号（2016年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、児童の権利の視点を含み、児童に対する明確な配分額を定め、かつ本条約の実施のための資源分配の妥当性、有効性及び公平性の監視及び評価を行うための具体的指標及び追跡システムを包含した予算策定手続を確立するよう、強く勧告する。その手段としては以下が含まれる。

- (a) 児童に直接影響を与える全ての支出の計画、確定、補正及び実際の額について、詳細な予算科目及び予算項目を定めること。
- (b) 児童の権利に関連する支出の報告、追跡及び分析を可能にする予算分類システムを活用すること。
- (c) サービス提供のための予算配分額の変動または削減によって、児童の権利の享受に関する現在の水準が低下しないことを確保すること。
- (d) 子供・若者育成支援推進大綱の実施のために十分な資源を配分すること。

### データ収集

11. 締約国によるデータ収集の努力に留意しつつ、委員会は、なお不足が存在することにも留意する。本条約の一般的実施措置に関する一般的意見第5号（2003年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、本条約の全ての分野、特に児童の貧困、児童に対する暴力、乳幼児期のケア及び発達分野において、年齢、性別、障害、地理的所在、民族的出自及び社会経済的背景ごとに細分化されたデータ収集システムを改善するとともに、当該データを政策立案及びプログラム策定のために活用するよう勧告する。

### 独立した監視

12. 地方自治レベルで児童のための33のオンブズパーソン機関が設置されていることに留意する一方で、これらの機関には財政及び人的資源に関する独立性や救済メカニズムが欠けていると報告されている。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 児童による申立てを児童に配慮した方法で受理、調査、及び対応することが可能な、児童の権利を監視するための具体的メカニズムを含む人権監視のための独立したメカニズムを迅速に設置すること。
- (b) 人権の促進・保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の完全なる遵守が確保されるよう、資金、任務及び免責との関連も含め、当該監視メカニズムの独立性を確保すること。

### 広報、意識啓発及び研修

13. 意識啓発プログラム及び児童の権利キャンペーンを実施するために締約国が行っている努力を認識しつつ、委員会は、締約国に対し以下のことを勧告する。

- (a) 立法手続及び司法手続における本条約の適用を確保するため、特に児童、両親、国会議員及び裁判官を対象として、本条約に関する情報の広報を拡大すること。
- (b) 教員、裁判官、弁護士、家庭裁判所調査官、ソーシャルワーカー、法執行官、メディア従事者、公務員及びあらゆるレベルの政府職員を含め、児童のために、及び児童と共に働く全ての者を対象として、本条約及び選択議定書に関する具体的な研修セッションを定期的を実施すること。

### 市民社会との協力

14. 締約国の報告書の作成過程における市民社会との会合及び意見交換を歓迎しつつ、委員会は、締約国が、市民社会との協力を強化し、本条約実施のあらゆる段階で市民社会組織の関与を系統的に得るよう勧告する。

### 児童の権利と企業部門

15. 企業部門が児童の権利に与える影響に関わる国の義務に関する一般的意見第16号（2013年）及び2011年に人権理事会が承認したビジネスと人権に関する基本原則を想起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を勧告する。

- (a) ビジネスと人権に関する国別行動計画を策定するに当たり、児童の権利が組み込まれること、また、企業に対し、定期的な児童の権利への影響に対するアセスメントや協議を行い、自社の事業活動が及ぼす環境面、健康関連及び人権面での影響並びにこれらに対処するための計画を完全かつ公開に開示するよう義務づけることを確保すること。
- (b) 児童の権利に関連する労働及び環境を含む国際基準の遵守について、企業部門が説明責任を負うための規則を採択し、実施すること。

CRC/C/JPN/CO/4-5

- (c) 旅行及び観光の文脈における児童の性的搾取の防止について、観光業界、メディア・広告企業、娯楽業界及び一般国民と協力して意識啓発キャンペーンを実施すること。
- (d) 旅行代理店及び観光業界の間で世界観光機関の世界観光倫理憲章を広く普及させること。

## B. 児童の定義（第1条）

16. 男女ともに婚姻開始年齢を18歳にすることとした民法改正に留意しつつ、委員会は、2022年にならなければ同改正が施行されないことを遺憾に思うと同時に、締約国が、それまでの間、本条約に基づく締約国の義務に則して児童の結婚を完全に廃絶させるために必要な暫定的措置をとるよう勧告する。

## C. 一般原則（第2条、第3条、第6条及び第12条）

### 差別の禁止

17. 委員会は、嫡出でない子に同一の相続分を認めた「民法の一部を改正する法律」の改正（2013年）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択（2016年）、及び対話の際に挙げられた意識啓発活動に留意する。委員会はまた、強姦罪の構成要件を見直し、男子にも保護を与えた刑法の改正（2017年）も歓迎する。しかしながら、委員会は以下を依然として懸念する。

- (a) 包括的な反差別法が存在しないこと。
  - (b) 嫡出でない子の非嫡出性に関する戸籍法の差別的規定（特に出生届に関するもの）が部分的に維持されていること。
  - (c) 周縁化された様々な集団に属する児童に対する社会的差別が根強く残っていること。
18. 委員会は、締約国に対して以下を要請する。
- (a) 包括的差別禁止法を制定すること。
  - (b) 嫡出でない子の地位に関するものを含め、根拠にかかわらず、児童を差別する全ての規定を廃止すること。
  - (c) アイスを含む民族的少数者の児童、被差別部落出身の児童、韓国・朝鮮人（Korean）等の日本国籍以外の児童、移住労働者の児童、LGBTIの児童、婿外子並びに障害児に対する実質的な差別を減らし、防止するために、意識啓発プログラム、キャンペーン及び人権教育を含む措置を強化すること。

### 児童の最善の利益

19. 委員会は、最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利が、特に教育、代替的監護、家族争議及び少年司法において適切に取り入れられず、また、一貫して解釈及び適用されていないこと、並びに、司法、行政及び立法機関が、児童に関連する全ての決定において児童の最善の利益を考慮していないことに留意する。最善の利益が第一次的に考慮されるべき児童の権利に関する一般的意見第14号（2013年）を想起しつつ、委員会は、締約国が、児童に関連する全ての法律及

び政策の影響評価を事前又は事後に実施するための義務的手続を確立するよう勧告する。委員会はまた、児童に関する個別の事案で、児童の最善の利益に関する評価が、多職種から成るチームによって、児童本人の義務的参加を得て必ず行われるよう勧告する。

#### 生命、生存及び発達に対する権利

20. 委員会は、前回の勧告（パラ42）を想起し、締約国に対し、以下を要請する。

- (a) 児童が幼少期及び発達を社会の競争的性質によって害されることなく享受できるよう確保するための措置をとること。
- (b) 児童の自殺の根本的原因に関する調査研究を行い、防止措置をとり、学校にソーシャルワーカー及び心理的相談サービスを配置すること。
- (c) 児童関連施設が適切な安全最低基準を遵守することを確保するとともに、児童の不慮の死亡または重傷事案が必然的で独立した立場から、公的に検証される制度を導入すること。
- (d) 交通事故、学校における事故及び家庭内の事故を防止するために焦点を絞った措置を強化するとともに、交通安全、安全及び応急手当訓練の提供並びに小児緊急処置の拡大を確保するための手段を含む適切な対応を確保すること。

#### 児童の意見の尊重

21. 2016年の児童福祉法の改正が児童の意見の尊重に言及していること、また、家事事件手続法が当該手続における児童の参加に関わる規定を統合していることに留意しつつ、委員会は、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する児童の権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

22. 聴取される児童の権利に関する一般的意見第12号（2009年）を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、児童に対する脅迫及び処罰を防止するための保護措置をとりつつ、意見を形成することのできるいかなる児童に対しても、年齢制限を設けることなく、その児童に影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、また、児童の意見が正当に重視されることを確保するよう要請する。委員会はさらに、締約国が、聴取される権利を児童が行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的監護及び保健医療の現場、児童に関わる司法及び行政手続、並びに地域コミュニティにおいて、環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、全ての児童が影響力を持つ形で参加することを積極的に促進するよう要請する。

### D. 市民的権利及び自由（第7条、第8条及び第13～17条）

#### 出生登録及び国籍

23. 持続可能な開発目標（SDGs）ターゲット16.9を想起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を勧告する。

- (a) 両親の国籍を取得できない児童に対しても出生時に自動的に国籍を付与するため、国籍法第2条(3)の適用範囲を拡大することを検討するとともに、締約国に暮らしている全ての児童（非正規移住者の児童を含む）が適切に登録され、法律上の無国籍状態から保護されることを確保するよう国籍及び市民権に関わるその他の法律を見直すこと。
- (b) 庇護を希望している児童をはじめ登録されていない全ての児童が、教育、保健その他の社会サービスを受けることを確保するために必要な積極的



CRC/C/JPN/CO/4-5

措置をとること。

- (c) 無国籍の児童を適切に特定し、保護するための無国籍認定手続を定めること。
- (d) 無国籍者の地位に関する条約及び無国籍の削減に関する条約の批准を検討すること。

#### E. 児童に対する暴力（第19条、第24条3項、第28条2項、第34条、第37条(a)及び第39条）

##### 虐待、放置、性的搾取

24. 委員会は、各県における性的虐待の被害者のためのワンストップセンター設置並びに18歳未満の者を監護する者による性交等及びわいせつ行為に関わる犯罪を新設した刑法第179条の改正を歓迎する。しかしながら、児童のあらゆる形態の暴力からの自由に対する権利に関する一般的意見第13号（2011年）を想起しつつ、またSDGs16.2に留意して、委員会は、児童に対する暴力、性的虐待及び搾取が高い水準で発生していることを懸念し、締約国が児童に対するあらゆる形態の暴力の撲滅を優先し、以下を勧告する。

- (a) 被害児童特有のニーズに関して訓練された職員により支えられた、虐待（学校におけるものも含む）及び性的搾取の被害児童のための、児童にとって利用しやすい通報、申立て及び照会メカニズムの設置を速やかに進めること。
- (b) そのような事件を捜査し、加害者を裁判にかけ取組を強化すること。
- (c) 性的搾取及び虐待の被害児童を非難する動きに対抗する意識啓発活動を実施すること。
- (d) 児童虐待を防止し、及びこれに対処するための包括的戦略並びに被害児童の回復及び社会的統合に向けた政策の策定のため、児童の関与の下での教育プログラムを強化すること。

##### 体罰

25. 委員会は、学校における体罰が法律によって禁止されていることに留意する。しかしながら、以下につき深刻に懸念する。

- (a) 学校における体罰の禁止は、効果的に実施されていない。
- (b) 家庭及び代替的監護環境における体罰は、法律によって完全に禁止されていない。
- (c) 民法及び児童虐待防止法は、特に、適切なしつけの行使を許容し、体罰の許容性を明確にしていない。

26. 体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰からの保護に対する児童の権利に関する一般的意見第8号（2006年）に留意し、委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3, パラ48）を想起し、締約国に以下を要請する。

- (a) 家庭、代替的監護及び保育環境、並びに刑事施設を含め、あらゆる環境において、法律、特に児童虐待防止法及び民法によって、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止すること。
- (b) 意識啓発キャンペーンの強化、並びに肯定的、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること。

**F. 家庭環境及び代替的監護（第5条，第9～11条，第18条(1)及び(2)，第20条，第21条，第25条及び第27条(4)）****家庭環境**

27. 委員会は、締約国が、以下を行うため、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。

- (a) 仕事と家庭生活との適切なバランスを促進すること等の手段によって家族の支援や強化を図り、また、とりわけ児童の遺棄や施設措置を防止するため、困窮している家族に対して十分な社会的援助、心理社会的支援や指導を提供すること。
- (b) 児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること。
- (c) 家庭争議（例えば児童の扶養料に関するもの）における裁判所の命令の法執行を強化すること。
- (d) 子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約、扶養義務の準拠法に関する議定書、及び親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約の批准を検討すること。

**家庭環境を奪われた児童**

28. 委員会は、家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正、また、6歳未満の児童は施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」（2017年）の承認に留意する。しかしながら、委員会は以下を深刻に懸念する。

- (a) 家族から分離される児童が多数にのぼるとの報告がなされていること、また、児童が裁判所の命令なくして家族から分離される場合があり、かつ最長で2か月間児童相談所に措置され得ること。
- (b) いまなお多数の児童が、基準に満たない施設に措置され、多数の児童虐待の事件が報告されており、そうした施設では外部者による監視や評価のメカニズムが設けられていないこと。
- (c) 児童相談所がより多くの児童を受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブを有する疑惑があること。
- (d) 里親が包括的支援、十分な研修及び監視を受けていないこと。
- (e) 施設に措置された児童が生物学的親との接触を維持する権利を剥奪されていること。
- (f) 生物学的親が児童の分離に反対する場合、又は児童の措置に関する生物学的親の決定が児童の最善の利益に反する場合は、児童相談所が家庭裁判所に申し立てを行うとの明確な指示が与えられていないこと。

29. 児童の代替的監護に関する指針に対する締約国の注意を喚起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を要請する。

- (a) 児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること、児童の分離に関する明確な基準を定めること及び親からの子の分離が最後の手段としてのみ、それが児童の保護のために必要かつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子及びその親の意見を聴取した後に行なわれるよう確保すること。

CRC/C/JPN/CO/4-5

- (b) 明確なスケジュールに沿った「新しい社会的養育ビジョン」の迅速で効果的な執行、6歳未満の児童を手始めとする児童の速やかな脱施設化及び里親機関の設置を確保すること。
- (c) 児童相談所において児童を一時保護する慣行を廃止すること。
- (d) 代替的養護の現場における児童虐待を防止すること、こうした虐待に関する捜査及び責任者の訴追を行うこと、里親養育及び児童相談所等の児童を施設的環境に置くことが定期的に独立した外部監査を受けるよう確保すること、並びに、児童の不当な扱いの通報、監視及び是正のためにアクセス可能で安全な手段を用意する等の方法により、こうした環境における監護の質を監視すること。
- (e) 財源を施設から里親家族等の家族的環境に振り直すとともに、全ての里親が包括的な支援、十分な研修及び監視を受けることを確保しながら、脱施設化を実行に移す自治体の能力を強化し、同時に家庭を基盤とする養育体制を強化すること。
- (f) 児童の措置に関する生物学的親の決定が児童の最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申し立てを行うよう、児童相談所に明確に指示するため、里親委託ガイドラインを改正すること。

#### 養子縁組

30. 委員会は、締約国に対し以下を勧告する。

- (a) 全ての養子縁組（直系親族によるもの又は後見人によるものを含む）が裁判所による許可の対象とされ、児童の最善の利益に従って行なわれることを確保すること。
- (b) 養子とされた全ての児童の登録情報を維持し、国際養子縁組に関する中央当局を設置すること。
- (c) 国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約の批准を検討すること。

#### 不法な連れ去り・留置

31. 委員会は、締約国が、子の不法な連れ去り及び留置を防止し、及びこれに対処し、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ、子の返還及び面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行うよう勧告する。委員会はまた、締約国が、関連諸国、特に締約国が監護又は面会権に関する協定を署名している国々との対話及び協議を強化するよう勧告する。

### G. 障害、基礎的保健及び福祉（第6条、第18条3、第23条、第24条、第26条、第27条1～3及び第33条）

#### 障害を有する児童

32. 委員会は、合理的配慮の概念を導入した2011年の障害者基本法改正及び2013年の障害者差別解消法の採択を歓迎する。障害を有する児童の権利に関する一般的意見第9号（2006年）に留意し、委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3, パラ59）を想起し、締約国が、障害について人権を基盤とするアプローチをとり、障害を有する児童を包含するための包括的戦略を確立し、以下を勧告する。

- (a) 障害を有する児童に関するデータを恒常的に収集し、効率的な障害診断システムを発展させること。これは、障害を有する児童のための適切な政策及びプログラムを整備するために必要である。

- (b) 統合された学級における包摂的教育を発展させ実施するために適切な人的・技術的資源及び財源に支えられた施策を強化すること、また、専門教員及び専門家を養成し、学習障害のある児童に個別支援やあらゆる適正な配慮を提供する統合された学級に配置すること。
- (c) 学童保育サービスの施設及び人員に関する基準を厳格に適用し、その実施を監視するとともに、これらのサービスが包摂的であることを確保すること。
- (d) 障害を有する児童が早期発見介入プログラムを含む保健サービスにアクセスできることを確保するための即時措置をとること。
- (e) 教員、ソーシャルワーカー、保健、医療、治療やケアに従事する人材等、障害を有する児童とともに働く専門スタッフを養成し、増員すること。
- (f) 障害を有する児童に対する汚名及び偏見に対処し、こうした児童の肯定的なイメージを促進するために、政府職員、公衆及び家族を対象とする意識啓発キャンペーンを実施すること。

#### 健康及び保健サービス

33. 到達可能な最高水準の健康を享受する児童の権利に関する一般的意見第15号(2013年)及びSDGsターゲット2.2を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 高い低体重出生率の根本的原因を分析するとともに、「健やか親子21(第2次)」キャンペーン等を通じ、新生児の出生体重、並びに、新生児、児童及び母親の栄養状態を効果的に向上させるための根拠に基づいた措置を導入すること。
- (b) 柔軟な勤務形態及びより長い期間の産後休暇を奨励する等の手段によって、少なくとも産後6か月間の完全母乳育児を促進し、母性保護に関するILO第183号条約の批准を検討し、かつ「母乳代替品の販売促進に関する国際基準」を全面的に実施するとともに、病院、診療所及びコミュニティにおける相談体制を通じて母親に適切な支援を提供し、全国で「赤ちゃんにやさしい病院」イニシアティブを実施するための包括的キャンペーンを実施するため、あらゆる必要な措置をとること。

#### 生殖に関する健康及び精神的健康

34. 委員会は以下を深刻に懸念する。

- (a) 思春期の子どもの中でHIV/AIDS、及びその他の性感染症の感染率が高まっており、学校において、性と生殖に関する健康や家族計画に関するサービス及び教育が限られていること。
- (b) 10代女子の妊娠中絶率が高く、刑法で墮胎が違法とされていること。
- (c) 思春期の児童の精神的健康に対する関心が不十分であること、精神的健康の問題に対する社会の態度が否定的であること、また、児童心理学者やその他の専門的人材が不足していること。
- (d) 児童が注意欠如・多動性障害(ADHD)を伴う行動上の問題を有している旨の診断や、精神刺激薬を原因とする児童の治療が増加している一方で、社会的決定要因及び非医学的形態の治療は軽視されていること。

35. 児童の権利条約の文脈における思春期の健康と発達に関する一般的意見第4号(2003年)及び思春期における児童の権利の実施に関する一般的意見第20号(2016年)を想起しつつ、SDGsターゲット5.6に留意し、委員会は、締約国に対し、以下のことを要請する。

## CRC/C/JPN/CO/4-5

- (a) 思春期の児童の性と生殖に関する健康について包括的政策をとるとともに、早期妊娠及び性感染症の防止に特に焦点を当て、思春期の女子及び男子を対象とした性と生殖に関する教育が学校の必修カリキュラムの一部として一貫して実施されることを確保すること。
- (b) 質の高い年齢に応じたHIV/AIDS関連のサービス及び学校における教育へのアクセスを向上させ、妊娠しているHIV陽性の女子を対象とする抗レトロウイルス治療および予防治療へのアクセス及びその受療率を向上させ、エイズ治療・研究開発センター及び14か所に設置された地域の拠点病院に十分な支援を提供すること。
- (c) あらゆる状況における中絶の非犯罪化を検討するとともに、思春期の女子を対象とする、安全な中絶及び中絶後のケアのサービスへのアクセスを高めること。
- (d) 根本的原因の分析、意識啓発及び専門家の増員を含む学際的アプローチを通じ、児童や思春期の青少年の情緒的及び心理的健康への対処を進めること。
- (e) ADHDを有する児童の診断が徹底的に吟味され、医薬品の処方が最後の手段として、個別化されたアセスメントを経た後に初めて行われること、また児童やその親に対してそのような処置の副作用の可能性及び医療ではない代替的手段について適切に情報提供が行われることを確保するとともに、ADHDの診断及び精神刺激薬の処方が増加している根本的原因についての研究を実施すること。

## 環境保健

36. 委員会は、子ども被災者支援法、福島県民健康管理基金、及び被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の存在に留意する。しかしながら、SDGsターゲット3.9を想起しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 避難指示区域における放射線被ばく量が、児童にとってのリスク要因に関する国際的に受け入れられた知見に一致していることを再確認すること。
- (b) 帰還が許されていない区域からの避難者、特に児童に対して、財政面、住居面、医療面及びその他の支援を継続すること。
- (c) 福島県において放射線の影響を受けた児童に対する医療及びその他のサービスの提供を強化すること。
- (d) 年間1mSvを超える被ばく線量の区域の児童のための包括的かつ長期の健康診断を実施すること。
- (e) 全ての避難者及び住民、特に児童のような脆弱な立場に置かれた集団に対する精神的健康のための施設、物資及びサービスの利用を確保すること。
- (f) 教科書及び教材において、放射線被ばくのリスクや、児童が放射線に対する感受性が高いことについて、正確な情報を提供すること。
- (g) 到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する全ての人々の権利に関する特別報告者による勧告（A/HRC/23/41/Add.3参照）を実施すること。

### 気候変動が児童の権利に与える影響

37. 委員会は、SDGs目標13及び同ターゲットに対する注意を喚起する。特に、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 気候変動及び災害リスク管理の問題を扱う政策またはプログラムの策定に当たり、児童の特別な脆弱性やニーズ、並びに児童の意見が考慮されることを確保すること。
- (b) 学校のカリキュラムや教員の研修プログラムに気候変動や自然災害の内容を組み込むことを通じて、気候変動や自然災害に関する児童の意識と準備を向上させること。
- (c) 国際的、地域的及び国内的な政策、枠組及び協定を然るべく策定するため、様々な災害の発生に対して児童が直面するリスクの諸態様を特定する細分化されたデータを収集すること。
- (d) 児童の権利、特に健康、食料及び十分な生活水準に対する権利の享受を脅かすレベルの気候変動を回避するための国際的誓約に則して温室効果ガスの排出量を削減すること等により、気候変動緩和政策が本条約と両立することを確保すること。
- (e) 他国の石炭火力発電所に対する締約国の資金拠出を再検討するとともに、これらの発電所が持続可能なエネルギーを用いた発電所に徐々に置き換わることを確保すること。
- (f) 上記勧告の実施に当たり、二国間協力、多国間協力、地域協力及び国際協力を求めること。

### 生活水準

38. 社会的移転やひとり親家庭の児童への手当といった様々な措置に留意しつつ、委員会は、SDGsターゲット1.3に対する注意を喚起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 家族給付及び児童への手当の制度を強化する等の手段により、親に対して適切な社会的援助を与えるための努力を強化すること。
- (b) 児童の貧困及び社会的排除を低減させるための戦略や措置を強化するため、家族及び児童と目的を絞った協議を実施すること。
- (c) 子供の貧困対策に関する大綱を実施するために必要なあらゆる措置をとること。

## II. 教育、余暇及び文化的活動（第28条～31条）

### 職業訓練及び指導を含む教育

39. SDGsターゲット4.a. 特にいじめを経験している生徒の割合に関する指標4.a.2に留意しつつ、委員会は、前回の勧告（CRC/C/JPN/CO/3、パラ71、73、及び75～76）を想起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) いじめ防止対策推進法及びいじめ対策プログラムの下での効果的ないじめ対策措置並びに学校におけるいじめ防止キャンペーンを実施すること。
- (b) 過度に競争的な制度を含むストレスの多い学校環境において児童のストレス緩和を目的とした措置を強化すること。
- (c) 高等学校等就学支援金制度を朝鮮学校にも適用しやすくするために基準を見直すこと及び大学入学試験へのアクセスが差別的でないことを確保すること。

CRC/C/JPN/CO/4-5

**乳幼児期の発達**

40. 委員会は、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会の設置（2018年）及び子育て安心プラン（2017年）を歓迎する。SDGsターゲット4.2に留意しつつ、委員会は、前回の勧告（パラ71, 73, 及び75～76）を想起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 3～5歳の幼児を対象とする幼稚園、保育所及び認定こども園等の無償化を効果的に実施すること。
- (b) 質の向上を図りながら、2020年末までに不足を減らし、新たな受入れの余地を設けて、大都市部における保育施設の受入れ可能人数を拡大するための努力を継続すること。
- (c) 保育を、手に届き、アクセスしやすく、保育施設の設備及び運営に関する最低基準に合致したものにする事。
- (d) 保育の質を確保し向上させるための具体的措置をとること。
- (e) 上記(a)～(d)の措置のために十分な予算を配分すること。

**休息、余暇、レクリエーション並びに文化的及び芸術的活動**

41. 休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活及び芸術に対する児童の権利に関する一般的意見第17号（2013年）を参照しつつ、委員会は、締約国が、十分かつ持続可能な資源をともなった遊び・余暇政策の採用及び実施を図り、余暇及び自由な遊びのために十分な時間を配分する等の手段により、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童の年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動に従事する児童の権利を保障するための努力を強化するよう勧告する。

**I. 特別な保護措置（第22条、第30条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条(b)～(d)、第38～40条）****児童の庇護希望者、移民・難民の児童**

42. 国際移住の文脈において児童の人権に関する合同一般的意見である、全ての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する一般的意見第3号及び第4号（2017年）、また、児童の権利委員会の一時的意見第22号及び第23号（2017年）を想起しつつ、委員会は、前回の総括所見（CRC/C/JPN/CO/3, パラ78）を想起し、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 児童に関する全ての決定において児童の最善の利益が第一次的に考慮され、ノン・ルフールマン原則が維持されることを確保すること。
- (b) 庇護希望者である親が収容されて子から分離されることを防止するための法的枠組を確立すること。
- (c) 庇護希望者又は移住者であって保護者のいない児童又は養育者から分離された児童の収容を防止し、こうした全ての児童が入管収容施設から直ちに放免されることを確保し、かつこれらの児童に居住場所、適切な監護及び教育へのアクセスを提供するため、公式なメカニズムの設置等も通じた即時的措置をとること。
- (d) 庇護希望者及び難民（特に児童）に対するヘイトスピーチに対抗するためのキャンペーンを進展させること。

**売買、取引及び誘拐**

43. 委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 児童の人身取引の加害者を裁判にかけるための努力を強化し、児童の人身取引の犯罪に対する刑罰を重くし、そのような犯罪に対して選択刑として罰金を認めないこと。
- (b) 人身取引の被害を受けた児童が適切に特定され、サービスに付託されることを確保するため、被害者のスクリーニングを強化すること。
- (c) シェルター、並びに身体的・心理的な回復及びリハビリテーションのための児童に優しい包括的な支援を含め、人身取引の被害を受けた児童に特化したケア及び支援のためのリソースを増加させること。

**少年司法の運用**

44. 委員会は、再犯防止推進計画（2017年）に留意する。しかしながら、委員会は以下を深刻に懸念する。

- (a) 「刑事処罰可能年齢」が16歳から14歳に引き下げられたこと。
- (b) 弁護士選任権が制度的に実施されていないこと。
- (c) 重大な犯罪を行った16歳を超える年齢の児童が成人刑事裁判所に送致され得ること。
- (d) 14～16歳の児童が矯正センターに拘禁され得ること。
- (e) 「罪を犯すおそれがある」とされた児童の自由が剥奪される場合があること。
- (f) 児童が無期刑を科されており、仮釈放までに必要な最低期間よりも相当程度長く拘禁されるのが一般的であること。

45. 委員会は、締約国に対し、少年司法制度を本条約その他関連基準に完全に則したものとすよう要請する。特に、委員会は、前回の総括所見（CRC/C/JPN/CO/3, パラ85）を想起し、締約国に対し、以下を要請する。

- (a) 児童犯罪の根本的原因を研究し、防止措置を至急実施すること。
- (b) 「刑事処罰可能年齢」を16歳に戻すことの再検討の参考とするため、2000年以降の児童犯罪の傾向を研究すること。
- (c) 法律に抵触した児童に対し、早期段階から、かつ法的手続全体を通じて、有資格で独立した存在からの法的支援が提供されることを確保すること。
- (d) いかなる児童も成人刑事裁判所による審理の対象とされないことを確保すること、また、ダイバージョン、保護観察、調停、カウンセリング又は社会奉仕活動等、罪に問われた児童の事件における非司法的措置の利用を増やし、可能な場合において拘禁を伴わない刑を用いること。
- (e) 審判前及び審判後の自由の剥奪が、最後の手段として、かつ可能な限り最短期間で用いられ、その取消しを目的として定期的に再審査されることを確保するとともに、特に以下を行うこと。
  - i. 児童が「罪を犯すおそれがある」旨の認定について再検討し、こうした児童の拘禁を終了させること。
  - ii. 児童が犯した犯罪について無期刑及び不定期刑を用いることを再検討し、拘禁が適切な最短期間で用いられることを確保するために特別な仮釈放制度を適用すること。



## CRC/C/JPN/CO/4-5

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の実施についての委員会の前回の総括所見及び勧告のフォローアップ

46. 児童の売買等に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の下での締約国の政府報告に関する2010年の勧告（CRC/C/OPSC/JPN/CO/1参照）を実施するための締約国の取組を評価とともに留意しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) あからさまな性的活動に従事する児童若しくは主に児童として描かれた人物の画像若しくは描写、又は性的目的のための児童の性的部位の何らかの描写の、製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持を犯罪化すること。
- (b) 女子高生サービス（JKビジネス）や児童エロチカ等、児童買春及び児童の性的搾取を促し、またはそれにつながる商業活動を禁止すること。
- (c) 加害者の説明責任及び被害を受けた児童の救済を確保するため、オンライン及びオフラインにおける児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関連する犯罪を捜査、訴追し、処罰するための取組を強化すること。
- (d) 性的虐待及び搾取の被害を受けた児童に焦点を当てた質の高い統合的なケア及び支援を提供するため、ワンストップ・クライシスセンターへの資金拠出及び支援を引き続き強化すること。
- (e) 生徒、親、教員及びケアに従事する者を対象とした、新たな技術に関連するリスク及びインターネットの安全な利用に関するキャンペーンを含む意識啓発プログラムを強化すること。
- (f) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者による勧告（A/HRC/31/58/Add.1, パラ74）を実施すること。

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の実施についての委員会の前回の総括所見及び勧告のフォローアップ

47. 委員会は、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書に基づく締約国の政府報告に関する2010年の勧告（CRC/C/OPAC/JPN/CO/1参照）を実施するための締約国の取組を評価とともに留意しつつ、締約国が、特に自衛隊が国連平和維持活動に参加する際に、選択議定書の規定に関する自衛隊への研修を引き続き強化するための具体的措置をとるよう勧告する。

## J. 通報手続に関する選択議定書の批准

48. 委員会は、締約国が、児童の権利の実現をさらに強化するため、通報手続に関する選択議定書を批准するよう勧告する。

## K. 人権についての国際文書の批准

49. 委員会は、締約国が、児童の権利の実現をさらに強化するため、締約国が未だ締結していない以下の人権についての中核的な文書の批准を検討するよう勧告する。

- (a) 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書
- (b) 死刑の廃止を目的とする市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書
- (c) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書
- (d) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書

- (e) 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書
- (f) 全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約
- (g) 障害者の権利に関する条約の選択議定書

## L. 地域機関との協力

50. 委員会は、締約国が、特に女性と児童の権利の促進及び保護に関するASEAN委員会と協力するよう勧告する。

## V. 実施及び報告

### A. フォローアップ及び広報

51. 委員会は、締約国が、本総括所見に含まれる勧告が完全に実施されるよう確保するためにあらゆる適切な措置をとるよう勧告する。委員会はまた、第4回・第5回政府報告、事前質問に対する書面回答及び本総括所見を同国の言語で広く入手できるようにすることも勧告する。

### B. 報告及びフォローアップのための国内機構

52. 委員会は、締約国が、国際的及び地域的人権機構への報告書の調整や作成、並びにこれらの機構への関与、また、条約上の義務やこれら機構による勧告・決定の国内におけるフォローアップ、実施の調整及び追跡を任務とする、常設の国内機構を設置するよう勧告する。委員会は、こうした機構は専任のスタッフによって十分かつ継続的に支えられ、市民社会と組織的に協議する能力を持つべきであることを強調する。

### C. 次回報告

53. 委員会は、締約国に対し、第6回・第7回政府報告を2024年11月21日までに提出するよう、また、本総括所見のフォローアップに関する情報を含めるよう懇願する。報告書は、2014年1月31日に採択された委員会の条約別調和化報告ガイドライン（CRC/C/58/Rev.3）に沿って作成され、21,200語を超えるべきではない（総会決議68/268、パラ16）。語数制限を超えた報告書が提出された場合、締約国は、上述決議に則して報告書を短縮するよう求められることになる。締約国が報告書を見直し、再提出する立場にないときは、条約体による審査のための報告書の翻訳は保証できない。

54. 委員会はまた、締約国に対し、国際人権条約に基づく報告に関する調和化ガイドライン（共通コア文書及び条約別文書に関するガイドラインを含む）に含まれる共通コア文書に関する要件（HRI/GEN/2/Rev.6, chap. I参照）及び総会決議68/268のパラ16に沿って、最新のコア文書を、42,400語を超えない範囲で提出することも懇願する。